

25高教福第1493号
平成26年3月25日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

高知県立学校事務処理規程の一部改正について（通知）

うえのことについて、別添写しのとおり一部改正をしましたので、参考を送付いたします。



25高教福第1493号
平成26年3月25日

各県立学校長 様

高知県教育長
(公印省略)

高知県立学校事務処理規程の一部改正について (通知)

高知県立学校事務処理規程 (平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号) が下記のとおり改正されました。
については、所属職員に周知し、適切な取り扱いをしてください。

記

1 一部改正の目的

- (1) 副校長、教頭及び事務長の3名が行うそれぞれの専決事務を決裁表化し、専決関係規程を整理する。
- (2) 「県立学校事務長の2等級格付け選定基準」の改正に伴い、対象となる学校を整理する。

2 改正のポイント及び内容

(1) 改正のポイント

- ア 副校長、教頭及び事務長の専決事務を決裁表化する。
(第6条、別表)
- イ 「県立学校事務長の2等級格付け選定基準」の改正に伴い、対象となる学校を整理 (除外、追加) する。(別表)
- ウ 土佐海援丸船長が有する船員の服務に関する権限を明確化する。
(第6条、別表備考3)
- エ 条ずれ、文言の整理

(2) 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

高知県立学校事務処理規程(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規程は、県立学校の事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 事務について校長又は専決権者が最終的に意思決定することをいう。

(2) 決裁権者 決裁することができる者をいう。

(3) 略

(4) 専決権者 専決することができる者をいう。

(5) 略

(決裁)

第3条 事務は、全て当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の決裁を受けて施行しなければならない。

2 略

(代決)

第4条 略

2 教頭は、校長(副校長を置く県立学校にあつては、校長及び副校長)が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長又は副校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、全日制、定時制又は通信制の課程を置く高等学校にあつてはその課程の教頭が、2以上の課程を置く高等学校にあつてはそれぞれの課程に共通する事務につき

旧

高知県立学校事務処理規程(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県立学校の事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 事務について決裁権者が最終的に意思決定することをいう。

(2) 略

(3) 略

(決裁)

第3条 事務は、すべて当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の決裁を受けて施行しなければならない。

2 略

(代決)

第4条 略

2 教頭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長又は副校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、全日制、定時制又は通信制の課程を置く高等学校にあつてはその課程の教頭が、2以上の課程を置く高等学校にあつてはそれぞれの課程に共通する事務につき

つき学校教育法第 37 条第 8 項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で教頭が代決するものとする。

- 3 副校長又は教頭は、前 2 項の規定に基づき代決した事務のうち、重要なものその他校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後閲を受けなければならない。

(代決の制限)

第 5 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、法令により特に校長に属する権限とされている事務、重要であると認められる事務及び異例に属する事務については、代決することができない。

(専決)

第 6 条 校長の権限に属する事務で、所属職員が専決することができるものは、別表に定めるとおりとする。

- 2 校長の権限に属する事務の決裁権者は、別表に定めるとおりとする。

(委任及び専決の特例)

第 7 条 校長又は専決権者は、事務の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理についてあらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

- (1) 重要であると認められるとき。
- (2) 異例に属し、先例になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 疑義があるとき又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるとき。

学校教育法第 37 条第 8 項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で教頭が代決するものとする。

- 3 第 8 条の規定に基づき専決させることができる事務については、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、事務長が代決することができる。

- 4 副校長、教頭又は事務長は、前 3 項の規定に基づき代決した事務のうち、重要なものその他校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後閲を受けなければならない。

(代決の制限)

第 5 条 前条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、法令により特に校長に属する権限とされている事務、重要と認められる事務及び異例に属する事務については、代決することができない。

(副校長の専決事務)

第 6 条 第 3 条の規定にかかわらず、校長は、副校長に次に掲げる事務を専決させることができる。

- (1) 県立学校長に対する事務委任規程(平成 4 年 3 月高知県教育長訓令第 1 号。以下「事務委任規程」という。)第 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 13 号(校長及び副校長に係るものを除く。)、第 17 号から第 22 号まで及び第 24 号から第 31 号までに掲げる事務に関すること。
- (2) 所属職員(副校長を除く。)に係る事務委任規程第 2 条第 1 項第 7 号、第 8 号、第 10 号から第 12 号まで、第 14 号、第 15 号及び第 23 号に掲げる事務に関すること。

(教頭の専決事務)

第 7 条 第 3 条の規定にかかわらず、校長は、教頭に次に掲げる事務を専決させることができる。

- (1) 当該学校の卒業生又は在校生に関する卒業証明、在学証明、成績証明その他の証明に関すること。
- (2) 当該学校を志願する者に関する受検票の発行に関すること。
- (3) 所属職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に限る。)に係る事務委任規

- (4) 上司が特に指示した事項に係るものであるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、上司の指揮を受ける必要があると認められるとき。

(委任事項及び専決事項の報告)

第8条 校長又は専決権者は、委任を受けた事務又は専決することができる事務を決裁した場合に、当該事務が上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事務の内容について上司に報告しなければならない。

程第2条第1項第8号、第10号及び第12号並びに第13号(日帰りのものに限る。)に掲げる事務に関すること。

2 前項第1号に掲げる事務については、同項の規定に基づき教頭が専決する場合において、教頭が不在のときは、事務長(次条の規定に基づき同条第1項第1号に掲げる事務を専決することができる者に限る。)が代決することができる。

(事務長の専決事務)

第8条 第3条の規定にかかわらず、校長は、事務長に次に掲げる事務を専決させることができる。

(1) 事務委任規程第2条第1項第3号に掲げる事務(前条第1項第1号に掲げる事務を除く。)に関すること。

(2) 所属職員(副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)に係る事務委任規程第2条第1項第7号、第8号及び第10号から第12号まで並びに第13号(日帰りのものに限る。)に掲げる事務に関すること。

(3) 事務委任規程第2条第1項第15号、第23号及び第27号に掲げる事務に関すること。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる高知県立学校の校長は、事務長に事務委任規程第2条第1項第17号から第22号まで及び第24号から第26号までに掲げる事務に関することを専決させることができる。

(1) 高知県立安芸中学校

(2) 高知県立高知南中学校

(3) 高知県立中村中学校

(4) 高知県立安芸高等学校

(5) 高知県立岡豊高等学校

(6) 高知県立高知東高等学校

(7) 高知県立高知南高等学校

(8) 高知県立高知工業高等学校

(9) 高知県立高知追手前高等学校

(10) 高知県立高知小津高等学校

- (11) 高知県立高知北高等学校
- (12) 高知県立高知西高等学校
- (13) 高知県立中村高等学校
- (14) 高知県立宿毛高等学校
- (15) 高知県立高知若草養護学校

(専決の特例等)

第9条 前3条の規定に基づき事務を専決させる場合においては、事務委任規程第3条及び第4条の規定を準用する。

別表(第6条関係)

事項	決裁権者			備考
	校長	専決権者		
		副校長	教頭	
1 所掌事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。	○			
2 所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。	○			
3 所掌事務に係る公表及び掲示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること(4に掲げるものを除く。)			○	
4 県立学校の卒業生又は在校生に関する卒業証明、在学証明、成績証明その他の証明に関すること。		○		教頭が不在のときは、事務長が代決することができる。

5 県立学校を志願する者に関する受検票の発行に関すること。			○	//
6 備付け帳簿の調製並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。		○		
7 校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。		○		
8 所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。		○		
9 週休日及び勤務時間の割振りに関すること。		○		
10 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○		
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの	○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの		○	
11 休憩時間及び休息時間に関すること。		○		
12 時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○		
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護	○		定時制の課程、副校長を

及び休日の代休日の指定に関すること。	教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの				置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
13 夜間勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
14 休暇に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 所属職員(副校長、教頭及び事務長を除く。)の介護休暇、組合休暇及び6日を超える病気休暇に	○			

	係るもの				
	ウ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員の年次有給休暇、特別休暇及び6日以内の病気休暇に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあつては、教頭が専決する。
	エ 所属職員(ア及びウに掲げる職員を除く。)の年次有給休暇、特別休暇及び6日以内の病気休暇に係るもの			○	
15 内国旅行の命令(命令変更を含む。)及び復命の受理に関すること。	ア 校長、所属職員及び講師、調査員、参考人、証人等に係るもの(イ及びウに掲げるものを除く。)		○		
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの(日帰りのものに限る。)		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあつては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(副校長、教頭、事務長及びイに掲げ			○	

	る職員を除く。)に係るもの(日帰りのものに限る。)				
16 職務専念義務の免除(その期間が6日を超える等異例に属するものを除く。)に関する <u>こと。</u>	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 所属職員(アに掲げる職員を除く。)に係るもの		○		
17 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び子ども手当の認定に関する <u>こと。</u>	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 所属職員(アに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
18 所掌に属する公有財産の管理(行政財産の目的外使用の許可については、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第31条第3項ただし書の規定に係るものに限る。)に関する <u>こと。</u>		○			
19 1件の台帳価格又は見積金額が100万円未満の不用品の処分に関する <u>こと。</u>		○			備考に定める県立学校においては、事務長が専決する。
20 農林水産実習の生産物の処分、水産実習の漁獲物の処分及び1件の見積金額が100万円未満の生産物の処分に関する <u>こと。</u>		○			//

21 歳入の戻出及び歳出の戻入に関する <u>こと。</u>	○			//
22 所掌に関する歳入の徴収をする権限、 <u>収入の原因となる契約(寄附金に関するものを除く。)</u> を締結する権限、支出を出納員に命令する権限並びに歳入歳出外現金、保管有価証券及び物品(高知県用品等調達特別会計規則(平成23年高知県規則第6号)の規定により高知県用品等調達特別会計で調達をする物品を除く。)の出納を出納員に通知する権限に関する <u>こと。</u>	○			//
23 予算の令達額の範囲内における報酬、 <u>共済費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費(高知県財産規則第64条に規定する重要物品の購入に係るものを除く。)</u> 、負担金、交付金、扶助費、償還金及び公課費に係る支出負担行為に関する <u>こと。</u>	○			//
24 臨時的任用職員及び非常勤職員等に対する給料及び職員手当等の支出負担行為に関する <u>こと。</u>	○			//
25 赴任旅費に ア 校長、副校長、教頭 及び事務長に係るもの	○			
イ 所属職員(アに掲げる職員を除く。)に係るもの				○
26 委託(1件の見積金額が100万円以上(設計変更により100万円以上となる場合を除く。)の測量、調査等の委託を除く。)に関する <u>こと。</u>	○			備考に定める 県立学校にあ っては、事務 長が専決す

				る。
27 1件の請負対象金額が250万円未満の工事(設計変更により250万円以上となる工事を含む。)の施行(設計又は工事管理について特別の資格又は技術を必要とするものを除く。)に関する <u>こと。</u>	○			//
28 労務者の雇入れ(日々雇入れで、その引き続き期間が1月未満のものに限る。)及び解雇に関する <u>こと。</u>	○			//
29 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する <u>こと。</u>			○	
30 県立学校の名義使用に係る各種の行事等の共催又は後援に関する <u>こと。</u>	○			
31 定時制及び通信制の課程に在学する生徒に支給する教科書の購入に関する <u>こと。</u>	○			
32 被服の貸与及び管理に関する <u>こと。</u>	○			
33 1から32までに掲げるもののほか、所掌に属する軽易又は定例的な事務に関する <u>こと。</u>			○	

備考

- 1 「決裁権者」欄の「校長」に○印がある事務は校長が、「副校長」に○印がある事務は副校長が、「教頭」に○印がある事務は教頭が、「事務長」に○印がある事務は事務長が、当該事務の決裁権者であることを示す。
- 2 「備考」欄の備考に定める県立学校は、高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校、高知県立中村中学校、高知県立安芸高等学校、高知県立岡豊高等学校、高知県立高知東高等学校、高知県立高知南高等学校、高知県立高知工業高等学校、高知県立高知追手前高等学校、高知県立高知小津高等学校、高知県立高知北高等学校、

高知県立高知西高等学校、高知県立中村高等学校、高知県立山田養護学校及び高知県立高知若草養護学校とする。

3 高知県立高知海洋高等学校の産業教育実習船土佐海援丸(以下「土佐海援丸」という。)に勤務する職員に係る9、10及び12から14までの事項については、土佐海援丸の船長が専決するものとする。

ただし、土佐海援丸の船長に係るものにあつては、高知県立高知海洋高等学校長が決裁するものとする。

4 土佐海援丸に勤務する職員に係る15及び25の事項については、高知県立高知海洋高等学校長が決裁するものとする。

(令達先： 教育委員会事務局 県立学校) 高知県立学校事務処理規程を次のように定める。

○県立学校事務処理規程

題名全部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(平成4年3月25日教育委員会訓令第2号)

改正	平成5年4月1日教育委員会訓令第2号	平成8年3月29日教育委員会訓令第7号
	平成11年6月29日教育委員会訓令第4号	平成19年12月26日教育委員会訓令第14号
	平成20年3月28日教育委員会訓令第1号	平成21年3月31日教育委員会訓令第5号
	平成22年4月1日教育委員会訓令第8号	平成26年3月20日教育委員会訓令第1号

高知県立学校事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県立学校の事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁 事務について校長又は専決権者が最終的に意思決定することをいう。

一部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(2) 決裁権者 決裁することができる者をいう。

追加〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(3) 専決 特定の事務について常時校長に代わって決裁することをいう。

一部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(4) 専決権者 専決することができる者をいう。

追加〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(5) 代決 校長が出張その他不在の場合において、一時校長に代わって決裁することをいう。

一部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

一部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

一部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕

(決裁)

第3条 事務は、全て当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の決裁を受けて施行しなければならない。

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号・26年3月1号〕

2 分校にあっては、当該分校の副校長又は教頭の審査を経た後、校長の決裁を受けて施行しなければならない。

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号・26年3月1号〕

(代決)

第4条 副校長は、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、副校長が2人以上あるときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第6項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で副校長が代決するものとする。

追加〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕

2 教頭は、校長(副校長を置く県立学校にあっては、校長及び副校長)が不在で、

かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長又は副校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、全日制、定時制又は通信制の課程を置く高等学校にあってはその課程の教頭が、2以上の課程を置く高等学校にあってはそれぞれの課程に共通する事務につき学校教育法第37条第8項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で教頭が代決するものとする。

一部改正〔平成19年12月教育委員会訓令14号・20年3月1号・21年3月5号・26年3月1号〕

3 副校長又は教頭は、前2項の規定に基づき代決した事務のうち、重要なものその他校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後関を受けなければならない。

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号・26年3月1号〕

一部改正〔平成19年12月教育委員会訓令14号・20年3月1号・21年3月5号・26年3月1号〕

(代決の制限)

第5条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法令により特に校長に属する権限とされている事務、重要であると認められる事務及び異例に属する事務については、代決することができない。

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号・26年3月1号〕

(決裁事項及び決裁権者)

第6条 校長の権限に属する事務で、所属職員が専決することができるものは、別表に定めるとおりとする。

2 校長の権限に属する事務の決裁権者は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕、全部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕、一部改正〔平成22年4月教育委員会訓令8号〕

(委任及び専決の特例)

第7条 校長又は専決権者は、事務の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理についてあらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

- (1) 重要であると認められるとき。
- (2) 異例に属し、先例になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 疑義があるとき又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるとき。

追加〔平成20年3月教育委員会訓令1号〕、一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕

- (4) 上司が特に指示した事項に係るものであるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、上司の指揮を受ける必要があると認められるとき。

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕

全部改正〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕、一部改正〔平成20年3月教育委員会訓令1号・21年3月5号〕

(委任事項及び専決事項の報告)

第8条 校長又は専決権者は、委任を受けた事務又は専決することができる事務を決裁した場合には、当該事務が上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事務の内容について上司に報告しなければならない。

一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕

全部改正〔平成20年3月教育委員会訓令1号・26年3月1号〕、一部改正〔平成21年3月教育委員会訓令5号〕

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日教育委員会訓令第2号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日教育委員会訓令第7号)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月29日教育委員会訓令第4号)
この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日教育委員会訓令第14号)
この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月28日教育委員会訓令第1号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教育委員会訓令第5号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日教育委員会訓令第8号)
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日教育委員会訓令第1号)
この訓令は、平成26年3月20日から施行する。

別表(第6条関係)

事項	決裁権者			備考
	校長	専決権者		
		副校長	教頭	
1 所掌事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。	○			
2 所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。		○		
3 所掌事務に係る公表及び掲示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること(4に掲げるものを除く。)			○	
4 県立学校の卒業生又は在校生に関する卒業証明、在学証明、成績証明その他の証明に関すること。			○	教頭が不在のときは、事務長が代決することができる。
5 県立学校を志願する者に関する受検票の発			○	〃

行に関すること。					
6 備付け帳簿の調製並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。		○			
7 校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。		○			
8 所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。		○			
9 週休日及び勤務時間の割振りに関すること。		○			
10 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
11 休憩時間及び休息時間に関すること。		○			
12 時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
13 夜間勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
14 休暇に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 所属職員(副校長、教頭及び事務長を除く。)の介護休暇、組合休暇及び6日を超える病気休暇に係るもの	○			
	ウ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員の年次有給休暇、特別休暇及び6日以内の病気休暇に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。

	エ 所属職員(ア及びウに掲げる職員を除く。)の年次有給休暇、特別休暇及び6日以内の病気休暇に係るもの				○	
15 内国旅行の命令(命令変更を含む。)及び復命の受理に関すること。	ア 校長、所属職員及び講師、調査員、参考人、証人等に係るもの(イ及びウに掲げるものを除く。)	○				
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの(日帰りのものに限る。)		○			定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(副校長、教頭、事務長及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの(日帰りのものに限る。)				○	
16 職務専念義務の免除(その期間が6日を超える等異例に属するものを除く。)に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○				
	イ 所属職員(アに掲げる職員を除く。)に係るもの		○			
17 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び子ども手当の認定に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○				
	イ 所属職員(アに掲げる職員を除く。)に係るもの				○	
18 所掌に属する公有財産の管理(行政財産の目的外使用の許可については、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第31条第3項ただし書の規定に係るものに限る。)に関すること。		○				
19 1件の台帳価格又は見積金額が100万円未満の不用品の処分に関すること。		○				備考に定める県立学校にあっては、事務長が専決する。
20 農林水産実習の生産物の処分、水産実習の漁獲物の処分及び1件の見積金額が100万円未満の生産物の処分に関すること。		○				〃
21 歳入の戻出及び歳出の戻入に関すること。		○				〃
22 所掌に関する歳入の徴収をする権限、収入の原因となる契約(寄附金に関するものを除く。)を締結する権限、支出を出納員に命令する権限並びに歳入歳出外現金、保管有価証券及び物品(高知県用品等調達特別会計規則(平成23年高知県規則第6号)の規定により高知県用品等調達特別会計で調達をする物品を除く。)の出納を出納員に通知する権限に関すること。		○				〃

23	予算の令達額の範囲内における報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費(高知県財産規則第64条に規定する重要物品の購入に係るものを除く。)、負担金、交付金、扶助費、償還金及び公課費に係る支出負担行為に関する事。	○				〃
24	臨時的任用職員及び非常勤職員等に対する給料及び職員手当等の支出負担行為に関する事。	○				〃
25	赴任旅費に関する事。	○				〃
	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの イ 所属職員(アに掲げる職員を除く。)に係るもの					
26	委託(1件の見積金額が100万円以上(設計変更により100万円以上となる場合を除く。)の測量、調査等の委託を除く。)に関する事。	○				備考に定める県立学校にあっては、事務長が専決する。
27	1件の請負対象金額が250万円未満の工事(設計変更により250万円以上となる工事を含む。)の施行(設計又は工事管理について特別の資格又は技術を必要とするものを除く。)に関する事。	○				〃
28	労務者の雇入れ(日々雇入れで、その引き続く期間が1月未満のものに限る。)及び解雇に関する事。	○				〃
29	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。				○	
30	県立学校の名義使用に係る各種の行事等の共催又は後援に関する事。		○			
31	定時制及び通信制の課程に在学する生徒に支給する教科書の購入に関する事。		○			
32	被服の貸与及び管理に関する事。		○			
33	1から32までに掲げるもののほか、所掌に属する軽易又は定例的な事務に関する事。			○		

備考

- 「決裁権者」欄の「校長」に○印がある事務は校長が、「副校長」に○印がある事務は副校長が、「教頭」に○印がある事務は教頭が、「事務長」に○印がある事務は事務長が、当該事務の決裁権者であることを示す。
- 「備考」欄の備考に定める県立学校は、高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校、高知県立中村中学校、高知県立安芸高等学校、高知県立岡豊高等学校、高知県立高知東高等学校、高知県立高知南高等学校、高知県立高知工業高等学校、高知県立高知追手前高等学校、高知県立高知小津高等学校、高知県立高知北高等学校、高知県立高知西高等学校、高知県立中村高等学校、高知県立山田養護学校及び高知県立高知若草養護学校とする。
- 高知県立高知海洋高等学校の産業教育実習船土佐海援丸(以下「土佐海援丸」という。)に勤務する職員に係る9、10及び12から14までの事項については、土佐海援丸の船長が専決するものとする。ただし、土佐海援丸の船長に係るものにあつては、高知県立高知海洋高等学校長が決裁するものとする。

- 4 土佐海援丸に勤務する職員に係る15及び25の事項については、高知県立高知海洋高等学校長が決裁するものとする。

追加〔平成26年3月教育委員会訓令1号〕